

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第68回

中国のアンチダンピング制度(2)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

前稿では、中国のアンチダンピング調査手続の一般的な流れについて、概略的に論じた。本稿では、アンチダンピング調査の初期段階における被調査企業の対応につき論じるとともに、商務部から交付される調査質問状の具体的な内容について触れることにしたい。

一 被調査企業の立件公告前後の対応

Q1: 商務部によりアンチダンピング調査を開始する旨の公告がなされてから質問状が送付されてくるまでの間の時期において、被調査企業としてはどのような手続を行う必要がありますか。また、当該時期において被調査企業はどのような対応をしておくべきでしょうか。

A1: 当該時期に被調査企業が行う必要がある手続としては、商務部の立件広告後に、応訴を希望する被調査企業による応訴登記があります。応訴登記は、輸出入公平貿易局及び産業損害調査局それぞれに対して行う必要があります。規定の応訴登記申請表、商業登記簿謄本及び現地弁護士への授權委託書を各局に対してそれぞれ提出するのが実務上の取り扱いです。

一方、当該時期に被調査企業がしておくべき対応としては、将来の質問状に対する回答書の作成のために販売会社、弁護士等を交えて会議を重ねておくことは勿論、当該調査の申請者の資格、被調査製品、調査範囲及びその他の関連する問題について異議がある場合には、応訴登記にあたり、商務部に対し意見書を提出しておくことが挙げられます。

(1) 応訴登記の手続

アンチダンピング質問状調査暫定施行規則(以下「質問状規則」という)第7条第1項は「応訴を申請する生産者又は輸出者は、対外貿易経済合作部(現・商務部)に対し応訴を申請する際に、印刷体簡体字の中国語により以下の情報を提供しなければならない。」として、①応訴を申請する意思表示、②応訴会社の名称、所在地、法定代表者、連絡方式及び担当者、③調査期間内において中華人民共和国に対して輸出した被調査製品の総量及び総額の各情報の提供を求めている。

一方で、アンチダンピング産業損害調査規定(以下「損害規定」という)第19条においても「産業損害調査期間内における応訴申請人の生産能力、生産量、在庫、実行中の案及び拡張計画並びに中国向けに輸出した当該製品の数量及び金額」等の状況を提供しなければならないと規定している。

これらの規定を受けて、輸出入公平貿易局及び産業損害調査局はそれぞれ応訴申請書の参考書式を交付しており、応訴を希望する被調査企業は、当該応訴申請書の参考書式に従い上記のような事項を記入しそれぞれ提出する必要がある。ただ、このようなアンチダンピング調査の初期段階で正確なデータを提出することは難しく、通常、概算的なデータを提出することになるであろう。

また、「応訴会社が中国の弁護士に応訴の代理を委託する場合には代理弁護士の氏名、連絡方式、所属する弁護士事務所及びその住所を記載し、かつ授権委託書原本を添付しなければならない。」(質問状規則第7条第3項)とされており、上記の応訴申請書に加えて、現地弁護士への授権委託書もそれぞれの担当局に対して提出する必要がある。

さらに、実務上、会社の資格証明についても提出が求められているため、日本企業の場合、商業登記簿謄本等及びその中国語訳をそれぞれの担当局に対して提出する必要がある。

なお、これら提出資料については、原本の提出が求められるため、応訴登記期間(20日間)の関係上、日本から中国への郵送に要する時間を考慮しておく必要がある。また、資料の中には代表取締役の署名を要する資料も存するため、代表取締役のスケジュールについても予め把握しておくべきである。

(2) アンチダンピング調査初期における被調査企業の対応

前述のように、商務部により立件公告がなされた後においては、被調査企業は、応訴登記を行う必要があるが、当該登記に際して、申請者の申請資格、被調査製品の範囲等をめぐって、商務部に対して意見書を提出することができる。この点、立件公告において、「利害関係者は本件調査の申請者の資格、被調査製品、調査範囲及びその他の関連する問題について異議がある場合、本公告の公布日から20日以内に商務部に対し意見書を提出することができる。」と記載されているのが通常である。

例えば、調査申請をした国内産業企業が被調査製品の輸入者でもある場合、アンチダンピング条例(以下「AD条例」という)第11条第1項但書が「国内生産者自身がダンピング輸入製品の輸入者である場合は、国内産業から除外することができる」と規定していることから、その国内産業代表性(AD条例第13条参照)をめぐって意見書を提出することが考えられる。

また、AD条例第12条及び損害規定第10条はともに「同種製品とは、ダンピング輸入製品と同一の製品を指す。同一の製品がない場合、ダンピング輸入製品の特性と最も類似した製品を同種製品とする。」と規定しているところ、

立件公告において被調査製品とされた「同種製品」の範囲が、「製品の物理的特性、化学的性質、生産設備及び製造技術、製品の用途、製品の代替可能性、消費者及び生産者の評価、販売ル

一ト並びに価格等の要因」(損害規定第11条参照)からして明らかに広きに失するといえる場合は、一定の製品を調査対象から外すように意見書を提出することも考えられる。

二 質問状の具体的内容

Q2: 中国のアンチダンピング調査質問状には、どのような事項が規定されているのでしょうか。

A2: 中国のアンチダンピング調査質問状には、ダンピングマージン論に関する調査質問状と、産業損害調査質問状とがあります。

前者は、第一部分「会社の構造と運営」、第二部分「被調査製品」、第三部分「中国大陸向けの輸出販売」、第四部分「国内(地区内)販売」、第五部分「中国大陸以外のその他の国(地区)向けの輸出販売」、第六部分「生産コスト及び関連費用」により主に構成されており、回答書と共に各種の表の提出も要求されています。

後者は、第一部分「会社の基本状況」、第二部分「被調査製品に関する情報」、第三部分「経営及び財務等に関する情報」により主に構成されています。

中国のアンチダンピング調査質問状には、輸出入公平貿易局から発行されるダンピングマージン論に関する調査質問状と、産業損害調査局から発行される産業損害調査質問状とがある。前者の調査対象期間は1年間とされているのに対して、後者の調査対象期間は3年から5年の間と規定されており(損害規定第18条)、前者より長くなっている。もっとも、産業損害調査については、質問状に対する回答書よりも、後に提出する国ごとの応訴企業全体による無損害抗弁意見書の方が重視される傾向があり、また添付した証拠書類等につき現地調査による検証がなされることもないため、確実な証拠に基づき詳細なデータを提供する等の厳密な回答は必ずしも求められていない。従って、質問状に対する回答書の作成はダンピングマージン論に関する調査質問状の作成が中心となるのが通常である。以下、各質問状の具体的内容につき触れることにする。

(1)ダンピングマージン論部分に関する質問状

第一部分「会社の構造と運営」

本部分では、会社の大株主・関連会社・組織機構等の基本状況のほか、被調査製品の販売状況・生産能力等、被調査企業の概要について説明する必要がある。

第二部分「被調査製品」

本部分では、調査期間内において被調査企業が生産し中国に輸出した被調査製品、国内の市場において販売した被調査製品又は類似製品及びその他の国に輸出した被調査製品又は類似製品等について説明する必要がある。

第三部分「中国大陸向けの輸出販売」

本部分では、被調査製品の調査期間内における中国大陸向け輸出販売に関するすべての情報を提供する必要があるとされており、後述する第四部分とともに質問状の中心であるため、本

部分の回答書の作成には多大な時間と労力を要する。

具体的には、(a)被調査企業の中国向けの輸出形態(例えば、直接輸出するか又は商社を通じての輸出か)、(b)調査期間内における中国に対する輸出販売に関わる顧客の情報、(c)輸出及び各顧客に対する販売の全過程、(d)調査期間における価格表及び回答書作成時における価格表、(e)受注生産か否かに関する説明、(f)価格変化の原因、(g)調査期間における被調査製品の中国に対する輸出販売取引の状況、(h)実際の取引条件下で発生したすべての費用の状況、(i)

可能な限り正確なCIF価格等について説明しなければならない。

この中でも特に重要なのは(g)及び(h)の部分であり、実際には57の項目が設けられている表3-4に記入することを中心に回答することになる。これらの項目には、契約日、数量、インボイス価格等当該取引の一般的状況に関する項目のほか、リベート、物流費用、間接販売費用等の調整項目等も含まれている。

また、調査期間内の中国向け輸出販売の全取引のうち、最初の取引、最後の取引及び各四半期において数量が最大の取引の計6件の取引については、販売契約書、商業インボイス、B/L等の輸送証券等、当該取引についての全ての証明文書の提出が求められている。

第四部分「国内(地区内)販売」

本部分では、被調査製品又は類似製品の調査期間内における国内販売に関する詳細な資料の提供が求められており、前述の第三部分とともに質問状の中心部分となり、回答書の作成にはやはり多大な時間と労力を要する。

具体的には(a)調査期間における国内販売の顧客情報、(b)国内販売における各顧客への全販売過程、(c)国内販売における価格設定政策、(d)受注生産か否かに関する説明、(e)調査期間内における被調査企業により国内販売された被調査製品又は類似製品の各取引の詳細状況、(f)被調査企業の国内販売と輸出販売の価格の比較に影響する他の要因等について説明しなければならない。

この中でも特に重要なのは(e)及び(f)の部分であり、実際には51の項目が設けられている表4-2に記入することを中心に回答することになる。これらの項目には、上記表3-4と同じく、当該取引の一般的状況に関する項目及び調整項目等が含まれている。

また、中国向け輸出販売と同じように、調査期間内の国内販売の全取引のうち、最初の取引、最後の取引及び各四半期において数量が最大の取引の計6件の取引については、当該取引についての全ての証明文書の提出が求められている。

第五部分「中国大陸以外のその他の国(地区)向けの輸出販売」

本部分では、中国以外の国(地区)に対する被調査企業と関連会社の被調査製品又は類似製品について、各種販売ルート、販売価格及び数量並びに中国に対する輸出販売との比較に影響を与える可能性のある差異等に関して説明する必要がある。

もともと、本部分は、第三部分(中国向け輸出販売)及び第四部分(国内販売)と異なり、表3-4及び4-2で要求されているような数十項目にもわたる詳細なデータの提出は求められて

いないため、通常、その回答書も比較的容易に作成することができる。

第六部分「生産コスト及び管理費用」

本部分では、調査期間内において被調査企業が生産し中国に輸出した被調査製品、国内の市場において販売した被調査製品又は類似製品、及びその他の国に輸出した被調査製品又は類似製品に関する生産及び販売に関するコストと費用につき詳細な資料の提供が求められている。コスト及び費用については、会社内での会計処理が複雑になっていることも多く、しかも後の現地調査においてその数値すべてにつき裏付証拠が求められることもあり、その回答書の作成には、時間と労力を要することは勿論、神経を最も使う部分である。

具体的には、被調査企業の会計制度に関する説明並びに生産工程、在庫状況、生産コスト、販売費用、管理費用、財務費用等の関連費用及び会社の利潤状況について詳細に説明する必要がある。

(2) 損害論部分に関する質問状

第一部分「会社の一般状況」

本部分では、大株主、関連会社等の基本状況のほか、調査期間内に被調査製品を加工貿易により輸出したかどうか及び中国の輸入業者の状況等について説明する必要がある。

第二部分「被調査製品に関する情報」

本部分では、被調査製品の一般的な説明、中国国内製品・第三国製品との差異、被調査企業が被調査製品を生産するのに必要な原材料、生産設備、生産過程及び被調査製品の市場の需要等の情報につき説明する必要がある。

第三部分「経営及び財務等に関する状況」

本部分では、被調査製品の生産量、在庫、輸出の状況、価格データ、経営状況(販売収入、生産コスト、粗利益等)及び生産・投資計画等について説明する必要がある。